

153.03

ファイルに記録された事項の訂正及び 訂正の申出について

1. ファイルに記録された事項の訂正

ファイルに記録された事項が書面に記載された事項と同一でないことを特許庁長官が知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正する（特例法8条3項）。

2. 訂正の申出

何人も、ファイルの記録に誤りがあることを知ったときは、特許庁長官に対し、その訂正を申し出ることができ、申出を受けて、特許庁長官は、上記1の訂正をする（特例法8条4項）。

なお、ファイルに記録された事項の訂正の申出を行うときは、ファイル訂正申出書（書式第27）により作成するものとする。

（改訂平成23・11）